

江戸時代の身分

「身分」とは、説明が非常に難しい言葉である。例えば、江戸時代の「身分」には武士・百姓・商人などを挙げられるが、果たしてこれらは「職業」と何が違うのか。「身分」の意味、単なる「職業」との違いを理解することは、江戸時代を捉えること、まだ明治時代のいわゆる「四民平等」の理解に大いに役立つ。

○人と身分

●身分とは

江戸時代、①大名・旗本②農民・漁民③僧侶・神職など様々な職業があった。

→①は「武士」、②は「百姓」、③は「宗教者」と分類され、分類ごとに、

例えば「武士－軍事・政治」「百姓－生産」と、果たすべき役割が固定された。

→役割以外、例えば「百姓」が軍事に手を出すことは固く禁止された。

⇒語弊もあるが、江戸時代の「身分」とは、役割の固定された上記分類を指す。



身分ごとの役割が固定されているに過ぎず、身分の変更は可能であった。

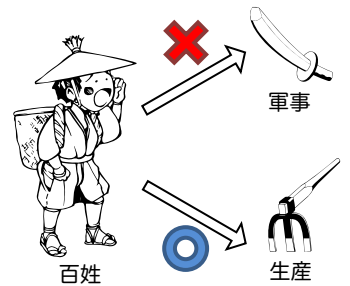


図1 身分（役割の固定）

職と役割の固定－庶民武芸の流行と禁止

幕末、日本沿岸に外国船が近づき、沿岸警備が必要となった。町人も警戒心を強め、武術の稽古が流行した。1843年に示達された触書には、「町人どもは本来、その産業を守り、武術稽古などを致さざるはずのところ、当時、世情の武備が盛んになるに従い、町人どものなかに武術の稽古をする者がいる」と載る。

●様々な身分と武士

身分は、武士・百姓・町人・宗教者・医者など多岐にわたった。

⇒大部分の人は、「武士」「百姓・職人・商人」のいずれかの身分にあり、

このような江戸時代の社会状況は⁽¹⁾ _____ と呼ばれた。



⁽²⁾ _____ は大名・旗本・御家人など複数の階層から構成される上位の身分で、

⁽³⁾ _____ ・⁽⁴⁾ _____ ・^{きりすてごめん}切捨御免などの特権をもった。

◇切捨御免…下位の身分から無礼を受けた時、斬殺しても処罰されないこと



図2 武士

●下位の身分

様々なある身分のなかで、次の2つは下位の身分とされた。

①かわた（長吏）…^{ひかく}皮革の製造・^{ひかく}わら細工、時に死牛馬の処理・^{ぎょうけいやく}行刑役に従事
…死・血に携わり^{けが}汚れを帯びるため、⁽⁵⁾ _____ （穢多）とも呼称

②⁽⁶⁾ _____ …村などから排除された^{こつじき}乞食で、^{ものご}芸能・掃除・物乞いに従事

⇒(5)(6)は居住地・衣服などの点で、他身分と区別された。



図3 乞食

●家と戸主の権限

武士や有力な百姓・町人の家では、家の筆頭^{こしゅ}戸主の権限が強かった。

⇒戸主の立場や^{かどく}家督（家・財産など）は長子が相続し、原則的に女性は相続しなかった。

◇家督…時代によって意味が異なり、鎌倉時代の「家督」は一門の首長のこと